

控訴法院				鹿兒島				那覇				崎				宮				城				函				札				館				根			
地方裁判所				鹿兒島				那覇				崎				宮				城				函				札				根				室			
本部及支部				本部及支部				本部及支部				本部及支部				本部及支部				本部及支部				本部及支部				本部及支部				本部及支部				本部及支部			
五十圓迄	百圓迄	二百五十圓迄	五百圓迄	七百五十圓迄	千圓迄	二千圓迄	五千圓迄	一萬圓迄	一萬圓以上	合計	金額	見積額	合計	金額	見積額	合計	金額	見積額	合計	金額	見積額	合計	金額	見積額	合計	金額	見積額	合計	金額	見積額	合計								
1,970	619	255	143	53	37	50	18	10	10	580	272,208	301,593	573,801	66,994	293,311	963,055	1,141	38,650	39,791	29,377	58,757	88,132	117,897	156,647	275,044	341,822	518,877	794,749	1,137,622	1,679,511	2,817,133								

總計				明治三十四年				明治三十三年				明治三十二年				明治三十一年				明治三十年																	
本部及支部				本部及支部				本部及支部				本部及支部				本部及支部				本部及支部																	
3,473	115	318	160	49	40	69	18	7,392	372	2,381	1,553	675	4,743	244	1,133	741	474	3,473	115	318	160	49	40	69	18	7,392	372	2,381	1,553	675	474						
47,091	1,154	9,675	5,130	10,930	6,996	11,746	3,641	19,055	733	7,392	372	2,381	1,553	675	474	3,473	115	318	160	49	40	69	18	7,392	372	2,381	1,553	675	474	3,473	115	318	160	49	40	69	18

第八四 和解件數 明治三十五年

控訴法院				東				水				浦				前				靜				甲				長				新							
地方裁判所				東				水				浦				前				靜				甲				長				新							
51	15	53	19	1,262	89	116	21	1,262	89	116	21	1,262	89	116	21	1,262	89	116	21	1,262	89	116	21	1,262	89	116	21	1,262	89	116	21	1,262	89	116	21	1,262	89	116	21
7,709	245	4,311	1,857	10,833	3,498	5,835	2,540	10,833	3,498	5,835	2,540	10,833	3,498	5,835	2,540	10,833	3,498	5,835	2,540	10,833	3,498	5,835	2,540	10,833	3,498	5,835	2,540	10,833	3,498	5,835	2,540	10,833	3,498	5,835	2,540	10,833	3,498	5,835	2,540

總計	函館			青森			秋田			盛岡			仙臺			宮城			長崎			島根	
	根室	札幌	函館	青森	秋田	盛岡	仙臺	宮城	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	長崎	
100	3	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2300	90	2	38	40	10	271	41	22	47	128	34	473	1	16	33	47	334	27	10	15	41	199	
2400	93	2	40	41	10	281	41	22	47	133	38	499	1	16	34	47	335	27	10	15	41	209	
385	33	1	14	17	1	21	7	5	5	3	1	79	1	1	6	8	39	8	2	4	50	16	
1183	46	1	23	26	6	207	14	28	20	33	3	225	2	2	26	24	141	14	4	7	190	64	
586	10	1	2	7	1	37	19	2	6	5	5	156	2	6	23	24	133	4	4	4	169	27	
47	1	1	1	1	1	9	1	3	1	1	1	3	1	1	1	1	10	1	1	1	4	1	
2301	89	2	40	40	7	274	39	22	45	131	38	481	1	15	33	58	333	26	10	15	41	108	
77	4	1	1	1	1	7	2	2	1	1	1	18	1	1	3	1	1	1	1	1	4	1	

總計	廣島			山口			岡山			大分			京都			大阪			東京			地方裁判所
	山廣	岐安	名古	鳥高	高	德	和富	金福	大岡	神奈	大京	阪	京	京	京	京	京	京	京	京	京	
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	37
55	78	133	34	29	70	282	22	7	47	16	9	48	27	15	22	22	14	9	37	15	640	
58	78	135	34	30	71	300	22	7	49	16	9	49	27	15	22	24	9	32	16	677		
10	11	22	6	3	13	68	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	123	
23	41	76	23	23	30	161	9	2	36	10	9	16	16	9	4	9	5	9	9	18	388	
25	25	25	4	1	20	62	1	5	2	3	1	16	7	3	6	4	5	1	9	1	127	
47	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	
2301	89	2	40	40	7	274	39	22	45	131	38	481	1	15	33	58	333	26	10	15	41	108
77	4	1	1	1	1	7	2	2	1	1	1	18	1	1	3	1	1	1	1	1	4	1
58	77	133	33	27	63	291	22	7	49	16	9	49	27	15	22	24	9	30	14	633		
47	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1

院訴控		東 京 大 阪									
判所方裁		東 京	大 阪	神 戶	岡 山	大 津	福 井	金 澤	東 京	大 阪	神 戶
職權ニ因リ申立ニ合計		新 潟	長 野	甲 府	靜 岡	前 橋	浦 和	宇 宮	水 戸	千 葉	橫 濱
宣 告 件 數	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
合 計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
債 務 者 業 務 者 其 他 各 種 無 職 業 及 不 詳 業 務 者 合 計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
債 權 者 債 權 額	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
立 復 許 可 棄 却 申 請 件 數	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

第八五

家資分散件數及人員

明治三十五年

年 次	明 治 三 十 四 年	明 治 三 十 三 年	明 治 三 十 二 年	明 治 三 十 一 年	明 治 三 十 年
結 果 人 事 土 地 船 建 物 及 金 錢 米 穀 物 品 證 券 雜 事 合 計	一〇七	二二〇	二二二	二二二	二二二
調 結	三、一三三	三、九二二	五、六七五	七、九〇二	八、五四八
不 調	一〇七	二二〇	二二二	二二二	二二二
取 下	一〇七	二二〇	二二二	二二二	二二二
却 下	一〇七	二二〇	二二二	二二二	二二二
合 計	一〇七	二二〇	二二二	二二二	二二二
未 決	一〇七	二二〇	二二二	二二二	二二二

本表ハ各區裁判所ニテ取扱ヒタル事實ヲ管轄地方裁判所別ニ掲載セシモノナリ次表モ亦同シ〇和解事件ノ種類ヲ掲クレハ左ノ如シ

在韓國領事廳處斷既決件數

年 次	明 治 三 十 五 年	同 三 十 四 年	同 三 十 三 年	同 三 十 二 年	同 三 十 一 年	同 三 十 年
總 計	二七五	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二
却 下	四	四	四	四	四	四
取 下	八二	七五	七五	七五	七五	七五
不 調	一七二	二三八	二三八	二三八	二三八	二三八
結 果	一七	六五	六五	六五	六五	六五